

身体拘束廃止に向けた指針

第1条（名称） この指針は、身体拘束廃止に向けた指針という。

第2条（目的） 当社（事業所・施設等）は、虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、本指針を定める。

第3条（作成・更新） この指針は、虐待防止検討委員会において、作成・または見直し更新される。

第4条（事業所における身体拘束廃止に向けた基本的考え方）

1：身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性がある。その為、本事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し悪影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として行わない。

2：身体的拘束に該当する具体的な行為

- ①：徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②：転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③：自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④：車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑤：立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑥：脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑦：他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑧：行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑨：自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

3：やむを得ず身体拘束を実施する場合の3要件

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束適正化委員会において、下記の3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てを満たしているかについて十分に検討を行います。

①：切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

②：非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

③：一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

4：やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

- ①：利用者本人及び家族に対して、拘束が必要となる理由、身体拘束の方法（場所、行為等）、拘束の時間帯及び時間、特記すべき心身の状況、拘束開始及び解除の予定が記載された、別紙様式『身体的拘束に関する説明書』を説明し、十分な理解が得られるように努める。
- ②：身体拘束の同意期限を越え、なお身体拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認・説明し、同意を得たうえで身体拘束を継続して実施する。
- ③：身体拘束実施時は、別紙様式『抑制記録』を用いて、実施者が実施の度に、実施日時・心身の状態等の観察状況等を記録する。

5：身体拘束を継続する必要性がなくなった場合

- ①：記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。
- ②：解除した場合は、契約者、家族に報告する。

第5条（身体的拘束等適正化のための体制）

- 1：身体拘束の原則禁止を掲げ、身体拘束の廃止に向けて、身体拘束の適正化を検討することを目的として「虐待防止検討委員会」を設置する。
- 2：虐待防止検討委員会において身体拘束の適正化に向け、以下のような活動を行う。
 - ①：身体拘束廃止に向けた指針の整備に関すること。
 - ②：事業所・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討（医師、家族等との意見調整・検討など）
 - ③：身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
 - ・3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認
 - ・緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書の作成
 - ・緊急やむを得ない身体的拘束に関する入居者の日々の態様記録の準備 など
 - ④：身体拘束を実施した場合の解除の検討
 - ・代替案についての検討
 - ・代替案についての検討
 - ⑤：身体拘束に関する職員への指導
 - ⑥：身体拘束廃止に向けた職員研修の内容に関すること
 - ⑦：上記の検討内容をまとめた『虐待防止検討委員会議事録』の作成
 - ⑧：その他身体拘束の適正化に向けて必要な事項

第6条（身体的拘束適正化のための職員研修に関する基本方針）

- 1：従業者に対する身体的拘束適正化のための研修は、身体的拘束適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものとする。
- 2：この指針に基づき、身体的拘束の適正化を図る。
- 3：職員教育を組織的に徹底させていくために、この指針に基づいた研修プログラムを作成する。
※具体的には、次のプログラムにより実施します。
 - ①虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ②身体拘束の種類とリスク
 - ③身体拘束実施時の記録の作成について
 - ④身体拘束の実施・解除時の判断基準やカンファレンスの流れなどについて
- 4：身体的拘束の適正化のため、年1回以上の定期的な研修を実施する。
- 5：定期的な研修以外に、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。
- 6：研修実施後は、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)等を記載した記録を作成する。

第7条（利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項）

利用者、家族がいつでも指針を閲覧できるよう、介護事業所内のわかりやすい場所に掲示する。
また、身体拘束廃止に向けた指針は、当法人のホームページにおいても公表する。

第8条（その他）

- 1：指針について定めのない事項については、虐待防止検討委員会で協議し取り決めを行う。

付則

この規程は、2024年7月19日から施行する。